

◎岩手競馬再生推進基金条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 岩手競馬再生推進基金の額を減額することとした。（第2条関係）
- 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎高等学校等教育改革推進基金条例（条例第2号）

- 1 公立の高等学校及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業に要する経費の財源に充てるため、高等学校等教育改革推進基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第1条関係）
- 2 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めることとした。（第2条関係）
- 3 基金に属する現金の保管方法等について定めることとした。（第3条関係）
- 4 基金の運用益金の処理について定めることとした。（第4条関係）
- 5 財政上必要がある場合の繰替運用について定めることとした。（第5条関係）
- 6 その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が定めることとした。（第6条関係）
- 7 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）